

◆第16話◆ 内部質保証と自校史

公益財団法人大学基準協会は、「大学評価ハンドブック」（第3期大学評価基準）を平成29年4月に公表した。平成30年度からこの基準に従って大学評価が進められる。

第3期大学評価基準に定める新大学評価システムは、「内部質保証」を重視することとし、「大学基準」の改定も併せて実施した。ここでは、第2期評価基準（平成21年10月公表）である平成23年度以降の評価システムに示していたような具体的な表現をやめた。しかし、大学基準協会によると、第3期大学評価基準では、各大学の自主性を重んじ、具体的な例示方式を採用しなかった、という。

第2期評価基準による大学評価申請を行った大学は、規模の大小・内容の大小多寡を問わず、自校史を編纂して（或いは、編纂済みの自校史を）提出したと見ることができるであろう。

当然、第3期評価システムは、第2期評価システムの内容を踏まえている。本稿では、敢えて第2期評価システムの該当箇所を抜粋して次に掲げる。

3 評価基準—意味と説明—

(10) 内部質保証

「大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を報告しなければならない」

大学が自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公表するとともに、改革・改善を行うことのできる組織である必要があります。大学の質を保証するのは大学自身であり、そのための体制を整備していることが、社会の大学に対する信頼に繋がると言えます。

4 評価項目と評価の視点—内容と補足—

(10) 内部質保証

3) 内部質保証システムを適切に機能させているか [中略]

○ 教育研究活動のデータベース化の推進

基礎データの組織的・継続的収集と管理

大学沿革史の編纂

大学文書の保存と活用

第2期評価システムは、具体性をもってその内容を示している。大学基準協会は、自校史の編纂と提出を求め、全大学に文書管理についてどのような方策を講じているか、報告を求めている。

これまで筆者は、「自校史」を大学の履歴書であると主張してきた。加えて、まさに身上書でもあるといえるのではないかともし上げてきた。大学基準協会は、自己を顧みることの意味を見出し、自校史の編纂に目を向けてくれたといえるのではないだろうか。つまり、自校史は、自校の足元を見つめ直す格好のツールであることを示したものと嬉しくなったものである。

公文書管理法の直接的関与を受けない私立大学は、この大学評価システムの縛りを受ける。大学は、法的な規制はともかく、文書管理に無関心ではられないのである。つまり、「文書の活用」が何を意味するのか、それは、自校史の資料編に掲載すれば済むものか、展示或いはネット等一般料公開までを考慮するのか、各大学が思案するところである。

大学は、少子化に加え、国民の貧困化がとどまる気配を見せない以上、生き残りをかけて知恵を絞り、工夫をし、縮小する受験生というパイを如何にして奪取するかという点に腐心する毎日である。実例を挙げれば、近畿大学は、クロマグロ養殖で注目を浴び、それが受験生人気に火がついて学部に及ぶということになった。こういう例は、そうそうあるものではないことを認識すべきである。地に足がついたとよく言われるが、地道な努力は、わが身を助けることになるのではないだろうか。

筆者は、そのベースにあるのが自校史であると言いたいのである。